

特 殊 健 康 診 断

動 向

1. 平成16年度は、年度当初の4月から労働安全衛生法の改正に向けて種々検討が行われた年でした。12月に労働政策審議会の建議を受け、平成17年3月通常国会に法案が提出された。その概要は、①危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実 ②健康診断実施後の措置等；特殊健康診断の結果の個人への通知の義務付け等 ③面接指導の実施（過重労働・メンタルヘルス対策の充実）。平成17年11月2日に改正法が公布された。
 2. 石綿障害予防規則の公布（平成17年2月24日公布、同年7月1日施行）；これまで石綿については、特定化学物質等障害予防規則で規定されていたが、新たに石綿が使用された建築物の解体等の作業に係る措置等を充実した規則が制定された。健康診断個人票や記録の保存期間等も変更されている。また、平成15年9月に「石綿による疾病の認定基準」が改正されているので、「じん肺法」との関連を配慮しながら、必要な健康診断を行う必要がある。
- 2 このほか、平成16年度には、
- ①事務所衛生基準規則の改正（平成16年6月30日）；事務所のホルムアルデヒド濃度の基準、測定方法等が定められた。
 - ②医療機関におけるグルタルアルデヒドによる健康障害防止について（平成17年2月24日：基発第0224007号）；医療機器の殺菌消毒剤として使用している労働者に健康障害が発生していることから事業者が講ずべき措置などが示された。
 - ③レーザー光線による障害の防止対策について（平成17年3月25日：基発第0331017号）；JIS規格の改正に伴いレーザー機器のクラス分けを従来の5クラスから7クラスに変更された。

現 状

前年度に比較して、特殊健康診断の受診団体数は382から385団体に、3団体増加し、受診者数は65,487名から65,757名へと270名増加している。また特定化学物質に関する健診は、740名減少している。これは平成13年度の受診者数11,472名から、3年間で2988名（年間平均996名）の減少となっている（表1）。これは全国的な傾向で、平成13年度以降14,730名の減少となっている。鉛に関する健康診断

にも同様な傾向がみられる。（「労働衛生のしおり」より）

＊特定化学物質等の健康診断の受診者数（全国）

平成16年	206,763
平成15年	208,487
平成14年	213,332
平成13年	221,493
平成12年	219,387

じん肺有所見者は149名で、昨年度の170名より減少している。その内訳や肺機能検査の結果等は例年と大きな変化は見られない。

その他の特殊健診では、VDT業務の健診が12,042名で前年より1,032名増加している。

今後の課題

特殊健康診断の受診結果は連名簿方式で、事業者にとりまとめて報告を行っていたが、今回の労働安全衛生法の改正により、平成18年4月1日からは、特殊健康診断を受けた労働者に対しても、一般の健康診断の場合と同様に、その結果を個々人に通知しなければならないようになった。個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて規定されたものであるが、一人の労働者が複数の特殊健康診断を受診することが多いので、個人毎にとりまとめて、特殊健康診断の種類に応じて、その結果と指示、管理区分について、受診者用と事業者用に分けて、分かりやすく具体的な内容にして報告を行うようにする必要が生じてきた。

また、法改正とも関係する「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」が開催され、その報告書が平成17年5月にまとめられている。今後、改正される政省令の内容に注目する必要がある。

結核予防法が平成16年6月に改正され、健康診断について、一律集団的な対応からリスクに応じた対応をとるように見直されたが、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等については、「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」において検討が行われている。そのなかで、じん肺法に基づくじん肺健康診断（年1回ないしは3年に1回）が論点に挙げられ、粉じん作業に従事している労働者については従来どおり一律に、胸部エックス線検査を義務づけるべきではないかとの意見が述べられている。

関係の集計表は116頁に掲載